

小田原市監査委員公表第10号

平成31年4月3日

小田原市監査委員 岡 本 重 治

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 神 永 四 郎

定期監査（後期）の結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成31年1月16日から同年3月26日まで

3 監査実施部課等

文化部	文化政策課、生涯学習課、文化財課、図書館、スポーツ課
経済部	産業政策課、商業振興課、観光課、農政課、水産海浜課、小田原城総合管理事務所
都市部	都市政策課、都市計画課、まちづくり交通課、建築指導課、開発審査課
水道局	営業課、給水課、工務課、水質管理課

4 監査の対象

主として平成30年度の収入・支出等の財務事務の執行（4月～12月分）

5 監査の方法

監査実施課等から関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から説明の聴取を行った。

6 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

(1) 支出・契約事務

ア 臨時的任用職員の任用について（文化財課）

任用事務について、勤務時間の設定に不適當なものが見受けられた。

イ 補助金交付事務について（観光課）

交付事務や確定事務の審査に不適當なものが見受けられた。

ウ 契約に係る印紙税について（図書館、営業課）

契約書の収入印紙について、貼付していないものや、金額に誤りがあるものが見受けられた。

(2) 財産管理事務

ア 公園内行為許可について（小田原城総合管理事務所）

規則で定める申請書類が添付されていないものや、許可した者に対し鑑札を交付していないものが見受けられた。

この度の監査においては、前記の指摘事項のほか、指摘事項とはしていないが、契約書に定めた実施計画書や現場代理人届等の提出を受けていなかったり、臨時的任用職員の任用に際して雇入通知書に誤った雇入期間を記載してしまうなどの不適切な事務の執行を確認したところである。

これらは、所管課内での確認行為が普通に行われれば防ぐことが出来たと思われる事務が多い。繰り返し注意をするが、十分な注意力をもって事務の確認に努められたい。

さて、この定期監査の期間中、病院職員による物品持ち出し事件が発覚した。不祥事の発生は、とても遺憾なことである。

市は、過去の不祥事を受け、コンプライアンス推進委員会を立ち上げて、不祥事の根絶に向けた取組を行ってきている。こうした中、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）が公布され、本市には義務ではないものの、内部統制の方針と体制の整備が求められた。

内部統制とは、長自らが、事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制であるとされている。例えば、不正又は誤謬等の発生リスクを減らすため、職務を複数の者の中で分担又は分離し、適切に相互牽制を働かせるなどの統制活動も含まれている。

適正な事務を行うことは、不祥事を防ぐことにつながるものと考えてるので、内部統制の整備に留意され、事務の執行に努められたい。